

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

重点的に取り組むことⅠ 暴力を許さない社会づくりに向けた取組

1 市民に向けた意識啓発

全ての人には、安全、安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利があるにもかかわらず、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力の存在があります。

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄等を問わず、決して許されるものではなく、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働き掛け、暴力を許さない社会を実現しなければなりません。

そのため、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、人権意識、男女平等意識を高めるための教育や啓発の取組が必要です。

人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、男女共同参画社会基本法の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するために、学校・家庭・地域・職場における人権に関する広報・啓発に関係団体等と連携して努めます。

配偶者等からの暴力に関する正しい理解の促進

配偶者等からの暴力に関する正しい理解を促進するため、広報紙や市のホームページ等を活用した広報や講演会の実施等、広く市民に対する啓発活動を実施します。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発

配偶者等からの暴力に関する正しい理解を広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解により更に傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、鹿児島県男女共同参画センターと連携し、広報・啓発に努めます。

2 若年層に向けた教育・啓発の推進

配偶者等からの暴力は、決して大人だけの問題ではなく、若年層の間でも起こっており、配偶者等からの暴力の根は10代の頃の経験に遡ることもあります。

配偶者等からの暴力もデートDVも人権侵害に当たる行為であり、大事な人を傷つ

け、自分も苦しむ行為であることを、子どもたちや保護者、教育関係者が学ぶ機会をつくる必要があります。

問題解決を暴力に頼らない教育の推進

配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、発達段階に応じて暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことができる教育・学習の機会を関係機関と連携して提供します。

児童生徒を対象とした学習機会の提供

児童生徒に対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を養い、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

学校関係者等を対象としたデートDVの防止に向けた研修の実施

学校関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある者が、被害者の早期発見と適切なケアができるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。



重点的に取り組むことⅡ 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

1 相談体制の整備と充実

配偶者等からの暴力は、その多くが家庭内で行われ、また、それぞれの事情から相談や支援をためらうことが多いことから、被害が潜在化しやすく、その実態が明らかにされにくいという傾向があります。

そのため、被害者が1人で悩むことなく、安心して相談できるよう環境の整備や被害者の状況に応じた相談対応など、体制づくりを進める必要があります。

安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。

各種相談窓口の周知

県配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口を始めとする相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等の活用により、相談窓口の周知に努めます。

また、被害者が外国人や障がい者である場合には、被害者が使用している言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関の情報提供に努めます。

2 関係機関との連携の強化

配偶者等からの暴力は、いろいろな問題が複雑に絡み合い起きていることが多く、一つの機関で被害者の相談に応じることは困難な場合があります。被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関等との連携強化を図っていきます。

関係機関との連携強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関による会議等の開催や日常的な連携体制の整備により迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。

相談員等支援者を対象とした研修の実施

相談員等の支援者が配偶者等からの暴力に関する正しい理解の下で、被害者に二次的被害^{*}を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。

市担当職員を対象とした研修の実施

被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解の下で、被害者に二次的被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう、担当職員への研修の機会と内容の充実を図ります。

関係各機関における被害者の個人情報の保護

被害者が、加害者の追及の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等の関係機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

配偶者等からの暴力の被害者及び被虐待児童の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、配偶者等からの暴力被害者及び被虐待児童の保護等に迅速に対応します。

庁内連絡体制の整備

被害者の負担軽減を図るため、庁内連絡体制の充実を図り、迅速な対応に向けた機能を強化します。

3 相談員等支援者の安全確保

相談員等の支援者は、加害者に暴力を振るわれたり、逆恨みされ、付きまとわれたりされる可能性があります。支援者が危害を加えられないように、支援者の個人情報の管理を徹底し、安全対策を講ずるなど、組織として十分対応することが必要です。

また、加害者から支援者に向けられる暴力等については、ストーカー規制法やその他の法令の適用を検討し、その安全確保に努める必要があります。

相談員等支援者のケア

被害者により良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としても職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。

※二次的被害

被害者が相談した身近な人の心ない言葉や相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、更に精神的に傷ついてしまうこと。

支援者の個人情報管理の徹底

相談員等の支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、支援者の個人情報の管理を徹底します。

警察との連携・協力

相談員等の支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力し、その安全確保に努めます。

各種制度の情報提供

ストーカー規制法や接近禁止命令の申立て制度等の各種制度も有効に活用し、被害者や被害者の親戚・友人等の安全確保を図るため、警察を始め支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。



重点的に取り組むことⅢ 被害者の早期発見と安全を確保するための取組

1 被害者の早期発見・未然防止のための仕組みづくり

被害者が配偶者等からの暴力について気付くとともに、被害者と日常生活で関わりを持つ人が、配偶者等からの暴力を正しく理解し、早期に発見する目を養い、適切な支援に結び付けていくことによって、問題の深刻化を防ぐことが可能になります。

また、地域社会から孤立した家庭に暴力の発生が多く見られることから、市や学校等の関係機関、民生委員・児童委員等地域の人材による早期発見と未然防止のための協力体制づくりを進めることが求められます。

配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度の規定と趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等が日頃の活動を通じて、配偶者等からの暴力の早期発見や被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動ができるよう、協力体制づくりを進めます。

医療機関や保健センター等における母子保健事業を通じた早期発見

医療機関や保健センターは、受診や母子保健事業を通して、被害者の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら必要な情報提供や関係機関への連絡を行います。

育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービス提供者や高齢者、障がい者に対する介護サービス提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力を発見できる可能性が高いため、関わりのある家庭内に問題がないかに留意し、守秘義務を厳守し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう市や警察につなぐなどの対応に努めます。

学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子などから、子どもが発するSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。

また、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。

2 被害者の保護と安全確保

被害者においては、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等により心身に深刻なダメージを受けた人が少なくありません。

そのような深刻な暴力については、被害者を保護し、身の安全を確保する緊急性があることから被害者の個人情報保護を徹底するとともに、支援関係機関が連携・協力して一時保護施設への入所等被害者の適切な保護に結び付けることが必要です。

また、加害者からの更なる暴力により、その生命や身体に重大な危害を受けるおそれがある場合は、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の活用が図られるよう、被害者等への情報提供を行います。

被害者の個人情報の適切な管理と保護の徹底

被害者の個人情報を扱う庁内の各部署において、加害者の元から避難している被害者の居所等の漏えいのないよう、被害者とその同伴児童の情報の管理と保護を徹底します。

一時避難先の確保等による被害者の保護

支援関係機関との連携・協力により、被害者の一時避難先を確保するなど、被害者の安全確保に努めます。

婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護

被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう一時保護施設等への入所支援を行います。

子育て短期支援事業による母子の保護

配偶者等からの暴力により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等において一時的な養育・保護等を行います。

警察への見回り等の要請

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、警察への見回り要請や緊急通報装置貸出しについての情報提供を行います。

各種支援制度の適切な運用

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を送るため、住民基本台帳等の閲覧及び交付の制限や医療保険の加入脱退手続における支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底します。

保護命令制度の広報と被害者への利用支援

配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、制度利用の支援を行います。

3 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

配偶者等からの暴力のある家庭では、加害者は、しばしば子どもにも暴力を振るっていることがあります。また、直接的な暴力はなくても、暴力を目撃したり怒鳴り声を聞くことで、子どもは大きなストレスを受け、著しい心理的外傷を負っていることがあり、情緒不安定や夜泣き、うつ、不登校などの症状が見られることがあるほか、他の子どもにも暴力を振るうこともあります。

さらに、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうこともあり、配偶者等からの暴力が、子どもの成長にも計り知れない深刻な影響を与えるといわれています。

このため、その被害者や被虐待児童の支援に関わる人を始め、市民への理解を広め、被害を受けている子どもを早期に発見し、適切な支援を行う必要があります。

また、被害者自身が身体的あるいは精神的な健康問題を抱え、子育てが困難な状況にある場合には、各種保育サービスや子育ての相談窓口に関する情報を提供し、サービスを活用できるよう支援を行います。

子どもの専門的ケア体制の充実

配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもに対し、児童相談所等との連携により適切な支援を行います。

学校や幼稚園、保育所等への就学や入所等の支援

市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動

できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や幼稚園、保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等のおそれがあり、現住所地に住民登録していない子どもについては、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう対応します。



重点的に取り組むことⅣ 被害者の生活再建に向けた取組

被害者が、加害者の暴力から逃れるために居住地を変えると、住居の問題、経済的な問題、就労の問題、子どもの養育の問題など、解決しなければならない問題が数多くあります。このような様々な問題に悩み、逃げることをためらったり、一度逃げ出しても再び加害者のいる住まいに帰らざるを得なかったりする被害者もいます。

こうした被害者を減らすためには、被害者の意思を尊重しながら、弾力的な援護制度の運用等により、生活の再建に向けた実効性のある支援が求められます。

特に、精神的な健康問題を抱えていたり、子どもを同伴しているなど、自立に当たって困難な状況にある被害者に対しては、きめ細やかな支援が必要となります。

また、住宅の確保が困難な被害者には、公営住宅における優先入居制度の活用が図られるよう支援したり、心身の状況や生活能力、障がい等により単身あるいは母子だけでの生活が困難な被害者については、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じて障害者福祉施設や母子生活支援施設などの福祉施設等に入所ができるよう支援をしていきます。

各種援護制度等の情報提供及び手続の支援

経済的に困窮している被害者に対しては、母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金等貸付制度の情報提供等を行い、手続に関する支援を行います。

ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

就職のための技能習得等の情報提供

就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。

各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや相談事業の情報提供や利用支援を行い、育児の負担軽減を図ります。

福祉サービスの情報提供・利用支援

高齢の被害者や障がいのある被害者に対し、関係機関と連携し、個々の状況に応じて介護保険法や障害者総合支援法に基づく福祉サービスの情報提供や利用支援を行い、地域で自立して生活できるよう支援します。

被害者とその子どもへの心のケア

被害者が自立するためには、被害者本人とその子どもの精神的な安定が不可欠なことから、適切な支援機関につながります。

住宅確保の支援

住宅の確保が困難な被害者に対し、公営住宅に優先的に入居できるよう支援します。
また、心身の状況や生活能力、障がい等により自立した生活が困難な被害者については、福祉事務所等と連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。



配偶者等からの暴力の被害者支援に関するフローチャート（出水市）



